

眺望ゾーンの考え方 (明石公園ゾーニング図A)

令和5年8月30日



1 眺望ゾーン設定の考え方

■ 景観形成の方針（眺望ゾーン設定の考え方）

○ 明石城と公園の緑が調和する景観の形成を図った『明石公園 城と緑の景観計画』をベースに設定。

※ 剛ノ池周辺の桜の景観やまちづくりセンター屋上からの景観等については、遮る樹木がなく、かつ非常に広範囲に渡るため、今回は眺望ゾーンとしての設定はしていない。

明石城跡周辺における景観形成の方針

明石公園の価値を高める重要な景観資源である、石垣、両檜、樹木や芝生が調和した景観を形成する。

景観創出の方法

主要動線上の特徴的な場所を、視点場（遠景、中景、近景）として設定

石垣・檜を主景とし、適切に整備された公園の緑や花が主景を引き立てる添景となった景観を目指す

※ 視点場の設定に当たっては、シーケンス（動的・連続的に景観を楽しむ動線）にも配慮

なぜ明石城を見せるのか

目に触れる機会を増やし、素晴らしい文化財があることを知ってもらうことで、明石公園、明石城への理解、愛着を育む。

【参考:文化財保護法第4条】

文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。



その場所に在り続け、誰もがいつでも眺め親しむことができること自体が活用

※「重要文化財(建造物)の活用について」(H8.12.25文化庁通知)

3 視点場と景観確保の方針（城と緑の景観計画より）

シーンA 【遠景】	視点場	現在の景観
	J R 明石駅のホーム	
	景観確保の方針	
	東西全長380mの石垣の稜線(天端から1/4程度)が連続的に視認できる。	
手入れの方法		
石垣の稜線が視認できなくなる程度に樹木が伸びてきたら剪定を行う。		

シーンB 【遠景】	視点場	現在の景観
	公園正面入口	
	景観確保の方針	
	枡形の手門跡(隅部)と櫓が視認できる。	
手入れの方法		
櫓が視認できなくなる程度に樹木が伸びてきたら剪定を行う。		

3 視点場と景観確保の方針（城と緑の景観計画より）

		視点場	現在の景観
シ ー ン C 【中景】		西芝生広場 東側園路	
		景観確保の方針	
		両檜及び石垣の稜線(天端から1/4程度)が視認できる。	
		手入れの方法	
		土塀にかかる程度に樹木が伸びてきたら剪定を行う。	

		視点場	現在の景観
シ ー ン D 【中景】		西芝生広場 西側園路	
		景観確保の方針	
		両檜及び石垣の稜線(天端から1/4程度)が視認できる。	
		手入れの方法	
		土塀にかかる程度に樹木が伸びてきたら剪定を行う。	

3 視点場と景観確保の方針（城と緑の景観計画より）

		視点場	現在の景観
シーンE 【近景】		3号トイレ横（園路）	
		景観確保の方針	
		石垣隅部が視認できる。	
		手入れの方法	
		石垣隅部を視認できる現状を維持する。	

		視点場	現在の景観
シーンF 【近景】		稻荷曲輪 西側園路	
		景観確保の方針	
		石垣隅部が視認できる。	
		手入れの方法	
		石垣隅部を視認できる現状を維持する。	

3 視点場と景観確保の方針（城と緑の景観計画より）

		視点場	現在の景観
シーンG 【近景】		日時計北側	
		景観確保の方針	
		巽櫓及び石垣隅部が視認できる。	
		手入れの方法	
		巽櫓又は石垣隅部が視認できなくなる程度に樹木が伸びてきたら剪定を行う。	

		視点場	現在の景観
シーンH 【近景】		帯曲輪（巽櫓下）	
		景観確保の方針	
		巽櫓及び石垣隅部が視認できる。	
		手入れの方法	
		巽櫓又は石垣隅部が視認できなくなる程度に樹木が伸びてきたら剪定を行う。	

3 視点場と景観確保の方針

シーン I
【近景】

視点場	現在の景観
桜堀西側	
景観確保の方針	
石垣の隅部が視認できる。	
手入れの方法	
石垣隅部を視認できる現状を維持する。	

【参 考】

